

<p>韓国の現状</p>	<p>韓国ではなぜ民間の斡旋機関が主なのですか？全国 17 箇所未婚父母と子ども支援事業は公的支援持ちですか。</p> <p>ベビーボックスについてももう少し詳しく教えてください。</p> <p>資料 14 項下段「両者の主張の違い」から改正反対者について男性反対者と女性反対者に有違差があるのではありませんか？男性たちが観念的に反対していませんか？</p>
--------------	---

(姜氏)

朝鮮戦争後の混乱期に、アメリカを中心に海外から多くの民間援助団体が韓国にきていて、戦災民応急救護、社会事業施設の設立、保健医療事業、教育事業、地域社会開発事業など活発な援助活動を行いました。彼らが特に関心をもった援助対象は児童であり、児童福祉施設の設立や運営にも深く関わるようになります。当時、アメリカ軍をはじめとする外国軍の男性との間に生まれた子どもが捨てられることも多く、外援団体は彼らの処遇に当って積極的に海外養子縁組を手がけるようになります。それは、そのような子どもに対して海外養子縁組で対応しようとする韓国政府側の意向とも重なるものであったため、外援団体が主導的な役割を果たしながら海外養子縁組事業が始まることになりました。そのときに誕生したのが今も代表的な養子縁組斡旋機関のホルト児童福祉会です。それ以外の代表的な養子縁組機関もすべて社会福祉法人です。養子縁組機関のみならず、社会福祉分野全体で民間の役割が非常に大きく、委託事業として行われている場合が多い現状です。

全国 17 箇所の未婚父母と子ども支援事業は、具体的なパーセントまでは把握していませんが、養子縁組機関に比べると公的支援に基づいて行われているという性格が強いです。

韓国のベビーボックスはソウル市内の教会が母体となり、2009 年 12 月に設置されました。ここに預けられる子どもは、2010 年に 4 名、2011 年に 37 名、2012 年に 79 名、そして 2013 年には 252 名となり、特に 2012 年特例法施行後の増加が著しいとして注目を集めるようになります。さらに、施行後に預けた人の 4 割ほどが、養子縁組特例法が定める出生届が壁となり、ベビーボックスに預けざるをえなかったという手紙を残している状況です。

「両者の主張の違い」について、私が調べた限りでは性別の差はみられませんでした。未婚母のプライバシー保護に関しては、養子縁組特例法の改正か、家族関係登録に関する法律の改正かのいずれかによって改善すべきであるという共通の見解がみられます。